



上 / UNTAC2次隊における宿営地内の駐車場  
(93 平成5 年 ~ カンボジア タケオ)

中央 / 洋上補給作業に取り組む海自輸送艦「しもきた」の隊員  
(本年2月 インド洋)

下 / 空自と韓国空軍との間で行われている防衛担当者交流  
(本年2月 韓国テジョン空軍本部)

第3章で述べたような様々な緊急事態に対処し得る態勢をとることで、わが国の平和と安全の確保に寄与することに加え、安全保障上の不安定要因がわが国の脅威につながることを未然に防止するとの観点から、わが国周辺地域などの安全保障環境の安定化に貢献することも防衛庁・自衛隊として重要な役割の一つである。

このため、現在までのイラク問題へのわが国の対応のほか、米国における同時多発テロの発生に伴う国際テロ対応、いわゆるPKOといわれる国連平和維持活動、諸外国で発生した大規模災害などへの対処を支援する国際緊急援助活動、諸外国との信頼関係構築のための国防当局・軍との間の安全保障対話・防衛交流、軍備管理・軍縮など、防衛庁・自衛隊は、様々な活動を行っている。

本章では、防衛庁・自衛隊が、どのような活動や取組を通じて、わが国周辺地域などの安定化への貢献や信頼関係の構築を行っているかについて説明する。さらに、自衛隊が初めて国連平和維持活動に参加してから約10年が経過し、節目を迎えたことを踏まえ、これまでの軌跡、今後の課題などを紹介する。

## 第4章

# より安定した安全保障環境の構築への貢献

## 第1節

## イラク問題へのわが国の対応

本節では、本年3月の米英軍などによるイラクに対する武力行使とこれに引き続く事態に関連してわが国がとった対応、イラクの国家再建に向けた国際社会の取組へのわが国の協力について説明する。)

) 詳細は、1章1節3(p9)参照。

## 1 イラクへの武力行使などに関連するわが国の対応

## 武力行使直後のわが国の対応

本年3月20日、米英を中心とする国連加盟国によるイラクへの武力行使が行われた。小泉総理は、同日緊急記者会見を行い、米国の武力行使開始を理解し、支持する旨を表明した。さらに、政府は、全閣僚による安全保障会議を開催し、「緊急対処方針」として、イラクとその周辺における邦人の安全確保、国内の警戒体制の強化・徹底、わが国関係船舶の航行の安全確保、世界とわが国の経済システムの安定、被災民の発生に応じた緊急人道支援、の5項目を了承したほか、テロ対策特措法に基づく支援を継続・強化することとした。引き続き開催された臨時閣議では、内閣総理大臣談話と総理を本部長として全閣僚からなるイラク問題対策本部の設置を決定したほか、「イラク問題に関する対処方針」として、「緊急対処方針」に加え、イラク周辺地域への支援、イラクの復旧・復興支援や人道援助など、今後の事態を見守りつつ検討すべき措置を決定した。これに引き続き、政府は、第1回のイラク問題対策本部会議を開催し、閣議決定された「イラク問題に対する対処方針」に基づき、わが国の対応策を確認した。

防衛庁は、同日、長官を本部長とするイラク関連事案等緊急対策本部を設置し、第1回の会議を開催した。会議では、長官が、情報収集態勢、艦艇・航空機による警戒監視態勢、駐屯地警備などの強化などの指示を行った。これを受け、防衛庁・自衛隊では、自衛隊各基地・駐屯地の警戒態勢の強化、中央指揮所での情報収集・警戒監視態勢の強化などを行った。

防衛庁では、5月6日に至るまで、計9回にわたってイラク関連事案等緊急対策本部会議を開催し、イラクでの戦況の把握や防衛庁・自衛隊の対応状況などについての確認に努めるとともに、それらに基づく意見交換を行った。

## イラク難民救援国際平和協力業務など

政府は、ヨルダンなどで人道的な国際救援活動を行っている国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）からの要請を受け、国際平和協力法に基づいて人道救援活動上緊急に必要な物資（テント）を無償で譲渡すること、これらをヨルダンへ輸送することについて、3月28日に閣議決定を行った。これは、イラク国内外でイラク国民などの大規模な移動が生じるおそれがあったことを踏まえ、3月20日の臨時閣議で、被災民の発生に応じた緊急人道支援が「緊急対応策」の1つとして決定されたことを受けて行われたものである。同物資は、3月30日、成田空港から政府専用機によって輸送され、翌日、ヨルダンに到着し、UNHCRに引き渡された。)

) 本節解説「特別航空輸送隊の国際貢献」参照。

さらに、4月21日、第2回のイラク問題対策本部会議が開催され、国際協調の下で、NGOなどの民間とも協力しつつ、イラク復興のための支援に積極的に取り組んでいくこと、早急に実施する人道・復興支援のための措置、イラクでの人道・復興支援などに対する自衛隊と文民による協力について幅広い見地から所要の検討を進めること、などが確認された。

なお、空自は、「イラク問題に関する対処方針」を受け、イラク周辺国における邦人輸送のため、政府専用機の運航についての所要の派遣準備を行ったが、派遣には至らなかった。

## 2 わが国のイラクの国家再建に向けた取組への協力

米英軍などによる対イラク武力行使の結果、フセイン政権は事実上崩壊し、本年5月1日には、ブッシュ米大統領により「主要な戦闘の終結を宣言する演説」が行われた。しかし、一部地域では、未だフセイン政権の残党が散発的・局地的な抵抗活動を行っていることから、将来的にも、このような抵抗活動の可能性は排除しきれない状況となっている。

このような中、国際社会として、イラク国民による国家再建を目指した自主的な努力を支援するため、5月22日、安保理決議第1483号<sup>1)</sup>が採択され、国連加盟国にイラク支援のための取組が要請されることとなった。

わが国は、同決議を踏まえ、国際協調の下、わが国の国益にとって非常に重要であるイラクを含む中東地域の安定の確保のため、わが国にふさわしいイラク復興支援などへの取組を行うことは当然であるとの観点から、現行法で実施可能なものを着実に実施するとともに、さらなる協力について幅広い見地から検討を行った。

一方、イラク国内は、電力、通信（電話）<sup>じんかい</sup>、塵芥収集、下水処理、燃料供給などのライフラインの機能が十分機能していない上、医療（病院）・教育（学校）などの行政インフラが未だ不十分であり、人道面や生活インフラの面で厳しい環境にある。また、治安状況については改善の方向に向かっているが、未だ安定していない。各国軍隊への期待は、輸送、補給など様々なものがあるが、このような環境下において効果的な活動を遂行できる自己完結性を備えた自衛隊の能力を活用することが必要であり、また、文民による活動の必要性もあると考えられる。

政府は、このような状況や、安保理決議第1483号を踏まえ、イラクの復興などに対し、わが国にふさわしい貢献として、自衛隊と文民による人道復興支援などのための活動を行うことが必要との結論に至り、本年6月13日、このための法案として「イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法（イラク人道復興支援特措法）案」を通常国会に提出した。同法案は、7月4日、衆議院を通過、7月26日には参議院で可決、成立した。

また、政府は、安保理決議第1483号を受け、世界食糧計画（WFP）より、イラク周辺国などにおいて自衛隊機による輸送協力が得られれば、関係国際機関などの活動のための人道救援物資の輸送が一層効果的になる、との要



米軍の精密誘導兵器に攻撃されたイラク政府の建物（本年6月 バグダッド市内）

1) 米英軍の占領軍としての特別な権限・義務を確認し、国際的に承認されたイラク国民による政府が設立されるまで、「当局」にイラク国民の福祉増進の権限を新たに付与。

イラクの国民に対する人道上の支援、イラクの復興支援を行うこと、同国の安定と安全に貢献することを国連加盟国に要請している。

望があったことなどを踏まえ、7月4日、国際平和協力法に基づくイラク被災民救援国際平和協力業務を行うことを閣議決定した。

ここでは、イラク人道復興支援特措法の概要、イラク被災民救援国際平和協力業務の実施計画などについて説明する。

## イラク人道復興支援特措法の概要

### (1) 目的

安保理決議第678号、第687号及び第1441号並びにこれらに関連する安保理決議に基づき国連加盟国によりイラクに対して行われた武力行使並びにこれに引き続く事態を受けて、国家の速やかな再建を図るためにイラクで行われている国民生活の安定と向上、民主的な手段による統治組織の設立などに向けたイラクの国民による自主的な努力を支援・促進しようとする国際社会の取組に関し、わが国がこれに主体的かつ積極的に寄与するため、安保理決議第1483号を踏まえ、人道復興支援活動及び安全確保支援活動を行うこととし、もってイラクの国家の再建を通じてわが国を含む国際社会の平和と安全の確保に資する。

### (2) 基本原則

対応措置の実施は、武力による威嚇又は武力の行使に当たるものであってはならない。

対応措置は、「現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われないと認められる地域」で実施する。

外国の領域で実施する場合、当該外国の同意がある場合に限る(イラクにあっては、安保理決議第1483号などに従ってイラクにおいて施政を行う機関の同意によることができる。)



米軍などが行っている検問の状況  
(本年6月 バクダッド市内)

### (3) 対応措置

#### ア 人道復興支援活動

イラクの国民に対して医療その他の人道上の支援を行い若しくはイラクの復興を支援することを国連加盟国に対して要請する安保理決議第1483号又はこれに関連する安保理決議などに基づき、人道的精神に基づいて被害を受け若しくは受けるおそれがあるイラクの住民、その他の者(「被災民」)を救援し若しくは被害を復旧するため、又はイラクの復興を支援するためにわが国が実施する措置。

[業務の内容](これらの業務に附帯する業務を含む。)

- ・ 医療
- ・ 被災民の帰還の援助、食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布、被災民の収容施設の設置
- ・ 被災民の生活又はイラクの復興を支援する上で必要な施設・設備の復旧・整備、自然環境の復旧
- ・ 行政事務に関する助言又は指導
- ・ 人道的精神に基づいて被災民を救援し若しくは被害を復旧するため、又はイラクの復興を支援するために実施する輸送、建設、補給など

## イ 安全確保支援活動

イラクの国内における安全及び安定を回復するために貢献することを国連加盟国に対して要請する安保理決議第1483号又はこれに関連する安保理決議などに基づき、国連加盟国が行うイラクの国内における安全及び安定を回復する活動を支援するためにわが国が実施する措置。

[業務の内容](これらの業務に附帯する業務を含む。)

- ・ 国連加盟国が行うイラク国内における安全及び安定を回復する活動を支援するためにわが国が実施する医療、輸送、補給など

## (4) 基本計画

対応措置に関する基本方針、活動の種類・内容、実施区域の範囲などを規定した基本計画を閣議決定。

対応措置を外国の領域で実施する場合には、当該外国及び関係国際機関などと協議し、実施区域の範囲を定める。

## (5) 国会との関係

基本計画の決定、変更、終了時には国会に報告。

自衛隊による措置の実施については、措置を開始した日から二十日以内に国会の承認を求める。国会が閉会中の場合などには、その後最初に召集される国会において、速やかに、その承認を求める。

## (6) 対応措置の実施など

イラク復興支援職員、自衛隊の部隊などにより対応措置を実施(イラク復興支援職員は、内閣府に置かれ、関係行政機関からの一般職の職員の派遣、地方公務員・民間人の新規採用により構成。)

イラク復興支援職員による措置については、内閣総理大臣が、当該措置の実施を命令(措置の実施に関し必要な事項は政令で規定。)

自衛隊による措置については、防衛庁長官が、実施区域の指定などを内容とする実施要項を定め、これについて内閣総理大臣の承認を得て、当該措置の実施を命令。

法律・基本計画の要件を満たさなくなった場合などにおける実施区域の変更・活動の中断などを規定。

自衛隊が対応措置を実施するに際しては、武器・弾薬の提供、戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油・整備は行わない。

対応措置の実施に当たっては、イラク復興支援職員及び自衛隊の部隊などの安全の確保に配慮しなければならない。

わが国以外の領域において対応措置に従事する者には、イラク人道復興支援等手当を支給することができる。

## (7) 武器使用

自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員、イラク復興支援職員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理下に入った者の生命又は身体を防衛するための武器使用が可能(国際平和協力法、テロ対策特措法と同様の規定<sup>1)</sup>)。

<sup>1)</sup>イラク復興支援職員の規定を除く。

## (8) その他

施行から4年を経過した日に失効。別に法律で定めるところにより延長可能。

## イラク被災民救援国際平和協力業務

(1) 実施計画の概要(主に自衛隊の部隊等が行う業務に関する事項を抜粋)

### ア 基本方針

安保理決議第1483号を受け、わが国としては、イラクとその周辺地域の平和と安全がわが国自身にとって重要であるとの考えに基づき、国連を中心とした国際平和のための努力に対し、国際協調の下で積極的な役割を果たしていくため、応分の協力として、イラク周辺国において国連などの関係機関などが行っている人道的な国際救援活動のための物資などの輸送を行うこととする。このため、イラク被災民救援国際平和協力隊を設置し、自衛隊の部

隊等により、輸送分野における国際平和協力業務を行うこととする。

なお、国際平和協力法に規定する受入国の人道的な国際救援活動への同意とわが国の国際平和協力業務の実施についての受入国の同意につ

てはいずれも得られている。

### イ 業務の実施に関する事項

#### (ア) 業務の種類及び内容

輸送(イラク被災民救援のための物資などの航空輸送)

#### (イ) 派遣先国

ヨルダン、イタリアなど)

#### (ウ) 実施期間

平成15年7月7日～同年10月6日)

#### (エ) 規模、構成及び装備

##### a 規模と構成

輸送業務を行うための航空自衛隊の部隊(人員144名)

##### b 装備

C-130H輸送機3機、U-4多用途支援機1機、拳銃

### (2) 空自派遣部隊の状況

空自は、実施計画及び実施要領)に基づき、本年7月7日、人員144名、C-130H輸送機3機(うち1機は国内待機)、U-4多用途支援機1機(国内待機)からなるイラク被災民救援空輸隊などを編成し、7月10日、C-130H輸送機2機が

現地での運用要領(一例)



国連などの関係機関から要請があった場合は、その他欧州などの国において、その国の同意が得られていることを確認の上、輸送業務を行うことができる。

現地における業務実施期間は、7月中旬から当面約1か月を予定。

イラク被災民救援国際平和協力業務(輸送分野)実施要領



人道支援物資などの輸送のためイラクに向け出発した空自のC-130H輸送機(本年7月 愛知県空自小牧基地)

空自小牧基地を出発した。

空輸隊(人員98名)は、イラク被災民救援のため、欧州(イタリアにある国連備蓄基地など)からイラク周辺国(ヨルダンなど)までの間などにおいて、国連などの関係機関(WFPなど)が行っている人道的な国際救援活動のための物資などの空輸を行っている。

## 解説

### 特別航空輸送隊の国際貢献

# COLUMN

本年3月30日から4月2日にかけて、空自の政府専用機(B-747)2機によるイラク難民救援国際平和協力業務が実施された。その内容は、救援物資(テント160張:約1,600名分、約18トン)をヨルダンの首都アンマンのクイーン・アリア国際空港まで空輸し、UNHCRに引き渡すというものであった。

この任務を遂行した特別航空輸送隊は、政府専用機の管理・運用を行う部隊であり、平素は、例えば昨年9月の小泉首相の訪朝に見られるように、関係省庁からの依頼を受けて内閣総理大臣や国賓の輸送などを主に実施している。政府専用機の運航スタッフはすべて自衛官で、国賓などの機内サービスを担当する空中輸送員(いわゆる客室乗務員)も自衛官である。国賓などの輸送にあたっては、スケジュールの都合上、到着予定時刻の厳守、国賓の接遇や安全面への特別の配慮が必要とされる。これらの点に留意しつつ、特別航空輸送隊では、パイロットや空中輸送員などが一丸となって周到綿密な計画を策定し、飛行経路の気象や空港の離着陸手順の事前確認を行うなど、安全かつ確実な運航に努めている。

今回の任務は、国際平和協力法に基づく人道的な国際救援活動にはじめて政府専用機を使用したケースであり、任務に従事した隊員の言葉を借りてその特徴を説明すれば次のとおりである。

「通常の任務である国賓などの輸送とは主に準備期間と安全性の確保の点で違いがあった。準備期間については、国賓などの輸送の場合、数週間の余裕があり、事前に調査団などを現地に派遣して運航の可否の決定に必要な調査や運航のための調整などを行うところ、今回は、3日間という限られた時間の中で速やかに運航計画を策定し、要員の選定、飛行経路の選定、領空通過の申請、各空港への現地運航支援隊の配置、現地委託航空会社の手配、空港当局、米軍、現地大使館員などとの調整を行うことが必要となった。安全性の確保については、中東全体が緊張の度を高めて、多くの航空路が閉鎖、また、新たに設定され、様々な空域が軍や当局によって統制される中、これらの空域を避けて運航するため、運航期間中、逐次更新される膨大な空域に関する情報の中から関連する部分を漏れなく抜き出した上で、安全な経路を選択するという緻密かつ地道な作業を繰り返すことが必要となった。また、機内には通常は搭載されないガスマスク、防護衣などが非常時に備えて搭載されたほか、はじめて隊員の健康管理の観点から医官が同乗した。空輸隊員が飛行服や作業服で任務に臨んだのもはじめてであった。」

今回、すべての業務を整齊と行い、突発的に付与された重要任務を計画どおり遂行できたのは、日頃の訓練の積み重ねに加えて、約10年にわたり100回を超える国外要人輸送を遂行する中で蓄積したノウハウがあったこと、さらには、先行してアンマン入りし、限られた時間の内で関係機関との調整にあたった運航支援隊の努力や現地大使館、UNHCRなど関係機関の受け入れ態勢確保への尽力などが要因であった。

特別航空輸送隊では、今後も国賓などの輸送はもちろんのこと、今回の任務同様、さまざまな任務を滞りなく遂行すべく、日々の訓練に邁進しているところである。